

## 第2章 既存施設においてユニットケアを実現するための方策

### 1. 既存特養・老健のユニットケア化に向けて

第1章で述べたように今後整備される特養については、原則として、全室個室・ユニットケアの形で整備されることとなりますが、現在ある特養・老健についてはそのほとんどが従来型の施設であり、多くの入居者が生活している部屋も多床室であるのが実態です。

しかし、既存の特養・老健において、新型特養同様の全室個室・ユニットケアを実現するには、大規模な施設改修を伴わなければならない、多くの施設にとって資金等の問題も含め困難な問題が予想されます。

そこで、施設のハード面の改修はもちろん、全室個室化が望めなくても多人数の部屋を活用したユニットケアの実現を可能とする施設のケアのあり方などについて、検討していくことは少なからぬ意義があることと思われま

### 2. ユニットケアの段階的な実現

ユニットケアの実現方法については、施設を取り巻く環境が多種多様であることから、より多くの施設においてユニットケアが実現できるよう段階的な提案をしたいと思

なお、以下のステップ1、ステップ2、ステップ3は必ずしもこの順番どおり実施する必要はなく、施設の状態を踏まえて実施可能なものから着手すればよいのではないかと考えま

県に対しては、既存施設のユニットケア化を推進するため、リビングルームを設置し、居室を改修するなどの施設改修に要する経費への助成などの支援策についての検討を望みたいと思

#### (1) ステップ1

## 施設の改修を最小限にとどめるもの

このステップ1では、居室（療養室）の定員変更等の改修は原則として行わずに、多床室のままユニットケアを実現するような工夫を行うものとします。

施設を3部屋12人程度のユニットに区切り、寮母室や倉庫等のスペースを改修して、セミプライベート空間（リビングルーム）を創出します。

実施にあたっては、以下のような事項に留意して普通の生活のしつらえを創り出していくことが重要と思われます。

- ① 多床室については、障子等を使用することにより居室感を演出し、しつらえで個室的多床室に近づける。
- ② 共用空間については、畳を床と同じ高さにしつらえることは避ける。
- ③ 施設の廊下を施設内道路という移動空間としてだけでなく、施設の生活スペースとして認識していく。
- ④ 照明器具や建具、内装などは居住空間の演出や連続性に配慮する。

なお、ステップ1の場合は特にソフト面に頼るところが大きいと思われます。

## (2) ステップ2

既存の施設を一部増改築し、施設の一部で全室個室・ユニットケアを行うもの

増設部分を全室個室とし、1ないし2ユニットを構成することにより、ユニットケアを行います。

さらに、増設部分のユニットケアを生かして、既存施設部分においてもステップ1等によりユニットケアを実践していくこととします。

### ※ 活用できる補助制度

ア 特養の場合（特別養護老人ホーム建設事業補助）

・増築（定員増を伴う面積増）

・補助額：1床あたり4,200千円（都市部4,600千円）

イ 老健の場合（介護老人保健施設整備事業補助）

- ・増床加算（既存施設の定員増）
- ・補助額：1床あたり500千円

### （3）ステップ3

既存の施設を全面的に改修し、全室個室・ユニットケアを行うもの

施設を改修するタイミングと合わせ、大規模な改修を行い、施設全体を全室個室化し、ユニットケアを実践していくこととします。

#### ※ 活用できる補助制度

特養の場合（特別養護老人ホーム建設事業補助）

- ・改築（既存の施設を壊して新しい施設を建設）
- ・補助額：1床あたり4,200千円（都市部4,600千円）

+ 解体撤去費

### 3. ユニットケアの実現に向けての課題及びその改善方法

ユニットケアを実現する上で問題となっているのは、職員自身が「ユニットケアのイメージがわからない」といった悩みをもっていたり、プライベート（居室）・セミプライベート（リビングルーム）・セミパブリック（施設内大食堂等）・パブリック（地域交流スペース等）のハード施設を整えれば、「それでユニットケアができあがる」と誤解している恐れがあることです。そのため、ユニットケアの導入にあたり、もっとも大きなハードルは職員に対して「いかにユニットケアを理解させるか」ということであると考えられます。

この課題は、ステップ1、ステップ2、ステップ3に共通したソフト面での課題であると思われるので、次のような段階を踏んで対処していく必要があると思われます。

## (1) 第1段階 スーパーバイザーの育成

現在、ユニットケアを実践している施設は全国的にも極めて少数であり、そのためユニットケアに接した経験のある職員も同様にほとんどいない状況にあるといえます。しかしながら、ユニットケアを実践するには、施設内において「なぜユニットケアなのか」「どうしたらユニットケアを実現できるのか」を理解したリーダーの存在が不可欠です。

このような意識を持った職員を育てるには、書物等だけの研鑽ではなかなか困難が伴い、職員自身も「植え付けられた」理解を持つだけとなってしまいがちです。

そのため、県の実施するユニットケア施設職員研修（\*注3）（平成14年度は八街市にある特養「風の村」において実施）等でユニットケアに直接触れた職員を施設におけるスーパーバイザーとして育成し、その施設のユニットケアについて施設内において考えていくことが必要であると思われます。

なお、ユニットケアの実現のためには、現場の職員の意識改革だけでは十分ではなく、施設の改修や職員の増員等の対応が必要となることから、施設長等の管理職員の理解が不可欠であり、現場の職員のみならず、施設長等の管理職員がユニットケアの意義を理解することが重要です。

そのためには、管理職員が積極的に実際のユニットケアを体験するように努力する必要があります。

その意味で県に対して、平成14年度から実施しているユニットケア施設職員研修における管理職員を対象とした研修メニューの追加やフォローアップ研修の実施等の支援策の検討を望みたいと思います。

## (2) 第2段階 体験逆デイを利用した職員のユニットケア研修

職員がユニットケアを理解できない理由としては、これまでに自分たちが実施してきたケア（集団処遇）とは大きく異なることから、また、言葉や文章だけではその効果がはっきりとわからない点にあると考えられます。

そのため、ユニットケアの実現をめざすには、職員がユニットケアのすばらしさについて、理解できるような「仕掛け」を考案する必要があると思われます。

有効な仕掛けの一つとしては、施設外の民家（戸建て住宅が望ましい）を借り上げるなどして、入居者数名と介護職員がその民家でデイサービスを実施し、グループホーム的なケアを体験する（以下「逆デイ」という。）ことが考えられます。

民家では、施設内で生活しては、普段あまり聞こえてこない音（子供の登下校の際の笑い声等）が聞こえたり、窓からは自宅にいる場合と同じ視線で外の風景を見ることができます。

食事も大人数でとるのではなく、家族のように食事をする事になり、生活のペースもその人に合わせた形になります。

他県の先進事例では、施設に入居していたときとは異なる穏やかな表情が入居者に現れ、自立度が高まるとの報告もあり、職員がそうした表情に接した際に、「ユニットケアの目的・目指すもの・あり方」の一端が理解できるのではないかと考えられます。

そのためには、逆デイのために使用する民家は、お年寄りがこれまで過ごしてきた過去に戻れるような雰囲気（引き戸、縁側など）を持った戸建て住宅であることが望ましいと思われれます。

また、施設から逆デイに出かける場合に、スタッフの服装が施設のユニフォームだと場の効果が生み出されなくなる恐れがあります。

そして、そのような逆デイにおけるケアを施設内で実現するためには、何をすべきかということスタッフで議論していくことが大切です。

その場合は、現状を認識して、できることを考えていくのではなく、逆デイで体験した状況を目指すべきものと捉え、その状況を実現するための努力をするという方向で検討する必要があると思われれます。

県に対しては、借り上げる民家の家賃等の支援策についての検討を望みたいと思われれます。

### （3）第3段階 施設におけるユニットケアの実現

第1、第2段階を踏まえ、各施設における特殊性、独自性を勘案しながら、ユニットケアの実現を図ります。

例えば、以下のような事例が考えられるのではないかと考えられます。

《事例1》 「開設後数十年を経過し、リビングルームへ変更できるスペースが全くない施設」

- ・ リビングルームは廊下や食堂の一部を利用する。その場合は、植物、のれん、障子等を活用することにより、移動空間である廊下とは異なった場所であることがわかるように空間的な配慮をする。
- ・ リビングスペースには、籐製品や和箆笥など小物を使用し、日常生活を演出する。

《事例2》 「開設後十数年を経過し、ある程度リビングルームに改修できるスペースがある施設」

- ・ デイルーム、相談室等を改修してリビングルームを創り出す。
- ・ 配管の工事を行い、リビングルームに入居者が食事の準備や後かたづけができるようなミニキッチンを設置し、食事はユニットで一部加工して摂る。
- ・ テーブル上には吊り下げ型のライトをおき、家庭のリビングルームの雰囲気を出す。

《事例3》 「開設後十数年を経過し、ユニットケアを行う増設工事を実施する施設」

- ・ 個室と多床室を組み合わせてユニットを構成するユニット棟を増設する。ユニットにおけるリビングルームは、居室と近接したスペースに設ける。リビングルームには、ソファ、テレビ、ダイニングテーブルをおき、ミニキッチン、食器棚等を配置する。
- ・ 既存の部分においても、デイルーム等を改修してリビングルームを創り出す。ケアのあり方については、ユニット棟における実務経験を活かす。

《事例4》 「開設後十数年を経過し、個室・ユニットケアを行う増設工事を実

### 施する施設」

- ・ 増設する個室がリビングルームを取り囲むように配置されたユニット棟でユニットケアを行う。
- ・ 個室は和室も設け、他の部屋も障子などで和風のイメージをつくる。
- ・ リビングルームには、一般家庭用のシンク及び大きめの調理台を設置し、多人数が作業できる環境をつくる。